

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第26号 別居・離婚後の親子交流を促進する運用・法整備を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 児童虐待及び人権侵害を防止するために、実効性のある面会交流が可能となるよう、速やかな運用・法整備を求める意見書を、国の関係機関に提出してください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和2年5月29日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 令和2年 6月12日 令和2年10月 8日 令和2年12月 1日 令和3年 3月 9日</p> <p>2 審査概要 令和元年11月に、国において公益社団法人「商事法務研究会」の主催により、民事法の研究者、法律実務家を中心に法務省等も参加し、家族法の在り方に関する研究会が発足された。 国によるG20を含む海外24か国の法制度や、運用状況の基本的調査によると、日本のように離婚後は片方の親だけが親権を持つ「単独親権」は、インドとトルコの2カ国のみとなっている。 令和3年2月には、家族法研究会の報告を受け、法務大臣が、法制審議会に対し、「親が離婚した後のこどもの養育をめぐる課題の解消」に向けて、家族法関連の制度見直しの検討を諮問した。</p>	